

5 大学令による専門部学則改正（大正十二年三月）

（欄外注記1）

大正年月日案起		大正一二年三月七日案起	
内務部長 学務兵事課長	主任	内務部長 学務兵事課長（高橋印）	主任（高橋印）
進 専門部学則変更ノ件 右第三式経由印ヲ捺シ 文部省へ進達スルモノトス	中央大学 達	下 同上ニ対スル指令 大正一二年三月六日 右第四式経由印ヲ捺シ 神田 郡区役所へ送付スルモノトス	付 認可

（欄外注記2）

（欄外注記1）
「施行三月十一日」

（欄外注記2）
「完結」

(欄外注記1)

大正二年一二月一日受
知事 内務部長(福永印) 学務兵事課長(代理・船越印)(高田印)

学務課主任印

学則改正要旨及理由

先般大学令ニ拠ル学部学則ヲ相定メ候ニ付テハ右学則ト併行候
様専門部ノ学則改正ノ必要ヲ生シタルニ因レリ

右第三式経由印ヲ捺シ文部省へ進達スルモノトス
一、中央大学専門部学則中変更ノ件

進達案

(欄外注記2)
進達願

本学専門部学則改正致度候ニ付テハ別冊認可申請書ヲ主務省へ
御進達被成下度此段奉願候也

大正十一年十二月七日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長岡野敬次郎印

自七月十六日 至九月十日
自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月十一日)

本学専門部学則別紙ノ通り改正大正十二年四月ヨリ実行致度候
ニ付学則改正要旨並ニ理由相添ヘ此段認可申請候也

大正十一年十二月七日

東京市神田区錦町二丁目二番地

中央大学学長岡野敬次郎印

第一節 学科課程

- 第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ
- 第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス
- 第二章 専門部
- 第一条 本大学ニ専門部ヲ置キ法律、政治、經濟、商業ニ関ス
ル學術ノ理論及ヒ應用ヲ教授ス
- 第二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ
- 自四月一日 至同月十五日

第一節 学科課程

一、法学科

二、経済学科

三、商学科

第六条 各科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修学科目及ヒ其配当左ノ如シ

文部大臣 鎌田栄吉殿

旧学則略

第一 法学科

科目 / 学年	法学通論									
	憲法	行政法	商法	刑法	民法	訴訟法	破産法	經濟學	國際私法	實習法
第二 經濟学科	羅馬法、 英語、 獨逸語、 社會學	經濟原論	總則、 債權總論、 物權、 親族權	憲法	行政法	商法	刑法	民法	訴訟法	破産法
	史記、 統計學、 原理學	貨幣學、 經濟學、 政治學	經濟原論	總則、 債權總論、 物權、 親族權	憲法	行政法	商法	刑法	民法	訴訟法
	經濟史及經濟學	經濟政策、 政治學	經濟原論	總則、 債權總論、 物權、 親族權	憲法	行政法	商法	刑法	民法	訴訟法
第一 学年	農業政策、 人口及經濟統計	政治理學	經濟政策	各編民事訴訟法、 各編刑事訴訟法、 各編商事訴訟法						
第二 学年	英語、 獨逸語、 法語	史記、 統計學、 原理學	民事訴訟法、 刑事訴訟法、 商事訴訟法	各編民事訴訟法、 各編刑事訴訟法、 各編商事訴訟法						
第三 学年	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史	外財政史

科目 / 学年	商品地理及經濟學									
	社會學	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
第三 商学科	簿記及會計學	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
	商業實務	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
	工場監理	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
第一 学年	商業實務	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
第二 学年	用銀行	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
第三 学年	工場監理	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行
九	社會及工業政策	國際公法	憲法及行政法	商法	民法	法	相	手形海商統	保險	銀行

第二節 入学、休学及ヒ退学

第八条 専門部ハ年令十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二種トス

一、正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ試験ノ上之ヲ許可ス朝鮮人及ヒ台湾人亦之ニ準ス

中学校卒業者、師範学校卒業者、専門学校入学者検定規程

ニ依リ試験検定合格証書ヲ有スル者、大学予科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ關シ中学

校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者、

特ニ経済学科及商学科ニ限り甲種商業学校ヲ卒業シタル者

二、別科生ハ前号以外ノ者ニシテ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目ニ付又商学科ニ在リテハ更ニ英語ニ付キ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ

尚未前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

但受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ隨時

入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大

学ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ

差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコトヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモノトス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遲滞ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得ナル事故ニ因リ満二ヶ月以上修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添付シ保証人連署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十七条ノ規定ニ准シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコ

トヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人連署ノ上願出テ学長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲タル者ハ学籍ヨリ除名ス

一、学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二、出席常ナラサル者

三、何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一个年間欠席シ又

ハ正当ノ事由ナク一个月以上欠席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四ヶ月

以上ヲ経過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ挙行シ毎年九月追試験及ヒ再

試験ヲ挙行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格トン不可ヲ不合格トス

第二十七条 第一年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第二学年配

当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又ハ不格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科目

ト称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六個年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケヌシテ在

学スル者亦同シ

第四節 学費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学科トシテ金二円ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金六十六円トス左ノ三期ニ納ムヘシ
但当分月割金六円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月（金二十四円）第二期 九月（金二十四円）

第三期 一月（金十八円）

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ欠席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五節 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中学術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学費ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留学生
第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ當該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ従ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ其額ヲ貸与ス

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツツヲ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学ヲ命セラレ若クケタル全額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廃学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ学術優等品行方正ニシテ将来学術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与

シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研究科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業者ニシテ既修ノ学科ニ付尚深邃ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ專攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治學 經濟學 財政學 商業學

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ経タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

正科生ハ徵兵令ノ特典ヲ受ク

第五十四条 第十五条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十五条 研究科ノ授業料ハ一个年金三十三円トス但其納付ニ關シテハ第三十二条乃至第三十五条ヲ準用ス

第五十六条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ従ヒ專攻ノ学科ヲ研究スルモノトス但一

般学生ノ為メニスル講義ハ任意聽聞スルコトヲ得

第五十七条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十八条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第五十九条 研究科ノ試験ニ及第シ法律、政治、經濟ノ学科ヲ卒業シタル者ハ中央大学法学士ト称スルコトヲ得商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第六十条 出校スルトキハ必ス制帽ヲ戴キ制服、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第六十一条 出校スルトキハ必ス聽講券ヲ携帶スヘシ若シ之ヲ携帶セサル者ハ入場ヲ許サス

第六十二条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十三条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出シヘシ

第六十五条 三日以上欠席スル者ハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上欠席スルトキハ證明書ヲ添付

スルコトヲ要ス

第六十六条 欠席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个

月ヲ経過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ

為スコトヲ要ス

第五章 罰

第六十七条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壊シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第六十八条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十九条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

(欄外注記1)

「收受戊学甲第一〇三二五号」「判決十二月十一日」「施行十二月十三日」

(欄外注記2)

「東京府收受・大正十一年十二月九日・戊学甲第一〇三二五号」「神田区役所経由」

〔大正十二年 学事私立学校 第一種冊の五十五 305 B¹ 6〕